

各位

平成 27 年 12 月 21 日

放射線取扱主任者

## 放射光科学研究施設における放射線障害防止法施行規則

### 第 22 条の 3 項の適用について

放射光科学研究施設において、放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 項に基づき、下記の期間、下記の管理区域を管理区域でないものと見なし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うことのお知らせします。

1. 期 間：2015 年 12 月 22 日 から 2016 年 2 月 14 日まで

2. 場 所（図 1 参照）：

a) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・サービスヤード

b) 放射光科学研究施設・光源棟 2 階・搬入前室

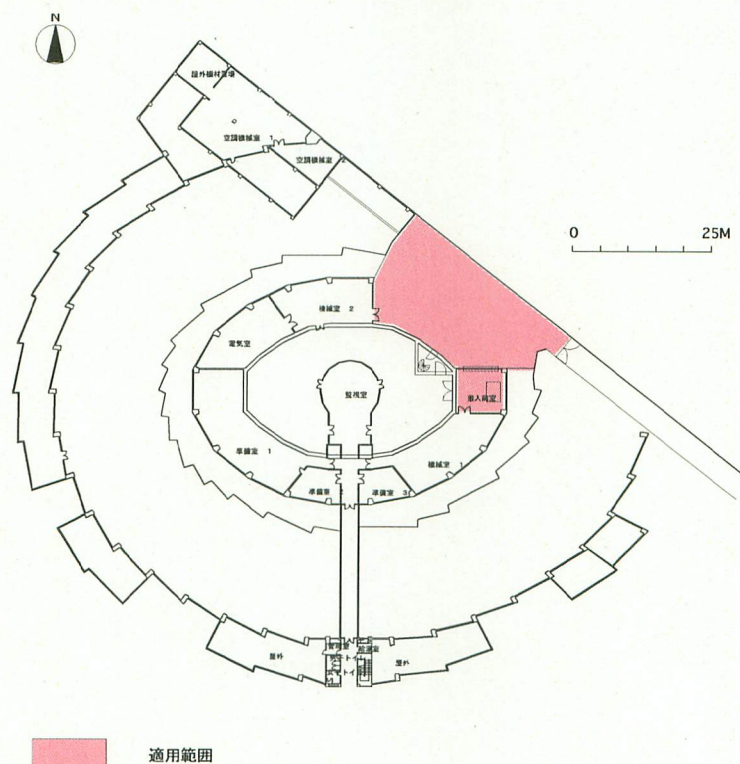


図1 放射光研究施設 2 階平面図

配布先

機構長、(素核研) 所長、副所長 (加速器) 施設長、総主幹、各主幹

(物構研) 所長、副所長 (共通) 施設長、各センター長

当該発生装置責任者、各区域放射線担当者、管理室員、安全衛生推進室、

施設部、各研究施設事務室